

大阪市告示第747号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年6月2日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和7年6月9日（月）	
	令和7年6月16日（月）	
	令和7年6月23日（月）	
	令和7年6月30日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和7年6月2日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年6月9日（月）	
	令和7年6月16日（月）	
	令和7年6月23日（月）	
	令和7年6月30日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年6月1日（日）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年6月7日（土）から 同月8日（日）まで	
	令和7年6月14日（土）から 同月15日（日）まで	

	令和7年6月21日（土）から 同月22日（日）まで	
	令和7年6月28日（土）から 同月29日（日）まで	
<p>大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場</p>	令和7年6月1日（日）	午前6時15分から
	令和7年6月3日（火）から 同月4日（水）まで	翌日午前0時15分 まで
	令和7年6月5日（木）から 同月6日（金）まで	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和7年6月7日（土）	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年6月8日（日）	午前6時15分から 午後11時45分まで
	令和7年6月10日（火）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和7年6月11日（水）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年6月12日（木）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和7年6月13日（金）から 同月14日（土）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年6月15日（日）	午前6時15分から 翌日午前2時まで

令和7年6月17日（火）から 同月18日（水）まで	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
令和7年6月19日（木）から 同月20日（金）まで	午前6時15分から 翌日午前2時まで
令和7年6月21日（土）	午前6時30分から 翌日午前2時まで
令和7年6月22日（日）	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
令和7年6月24日（火）から 同月25日（水）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
令和7年6月26日（木）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
令和7年6月27日（金）から 同月29日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）